

平成27年10月30日
山口県報号外第53号別冊

山口県人事行政の運営等の状況

平成27年10月

山口県

〈 目 次 〉

I 山口県人事行政の運営の状況

1	職員の任免及び職員数等の状況	1
(1)	採用・退職等の状況	1
(2)	退職者の再就職の状況	2
(3)	職員数の状況	3
2	給与等の状況	5
(1)	総括	5
(2)	職員の平均給与月額、初任給等の状況	6
(3)	一般行政職の級別職員数等の状況	8
(4)	職員の手当の状況	9
(5)	特別職の報酬等の状況	14
(6)	公営企業職員の状況	14
3	勤務時間その他の勤務条件	21
(1)	一般職員の勤務時間	21
(2)	年次有給休暇	21
(3)	特別休暇等	21
(4)	介護休暇	21
4	職員の休業の状況	22
(1)	自己啓発等休業	22
(2)	育児休業等	22
(3)	配偶者同行休業	22
5	分限及び懲戒処分の状況	23
(1)	分限処分者数	23
(2)	懲戒処分者数	23

6	サービスの状況	24
	(1) 職務に専念する義務の免除	24
	(2) 営利企業等への従事許可	24
7	職員の研修及び勤務成績の評定の状況	25
	(1) 研修の状況	25
	(2) 勤務成績の評定の状況	26
8	職員の福祉及び利益の保護の状況	27
	(1) 保健の状況	27
	(2) 福利厚生	27
	(3) 公務災害補償	28
9	特定事業主行動計画に基づく措置の実施状況	29
	(1) 知事部局等	29
	(2) 教育委員会	30
	(3) 警察本部	31

II 山口県人事委員会の業務の状況

1	職員の競争試験及び選考の状況	32
	(1) 職員の競争試験の状況	32
	(2) 選考の状況	33
2	職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する 報告及び勧告の状況	35
3	職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する 措置の要求の状況	40
4	職員に対する不利益な処分についての不服申立ての状況	41

I 山口県人事行政の運営の状況

1 職員の任免及び職員数等の状況

(1) 採用・退職等の状況（平成26年度）

ア 採用

区分	試験					採用選考	計
	大卒程度	短卒程度	高卒程度	保健師 看護師等	警察官		
一般行政職等	70人	3人	38人	5人		19人	135人
医療職				13人		3人	16人
教育職						364人	364人
警察職					116人	27人	143人
技能労務職							
計	70人	3人	38人	18人	116人	413人	658人

(注)一般行政職等:下記以外の給料表適用者
 医療職:医療職給料表適用者
 教育職:教育職給料表適用者
 警察職:公安職給料表適用者
 技能労務職:現業職給料表適用者
 (以下、退職、再任用も区分は同様の区分)

イ 退職

区分	定年退職	応募認定等退職	普通退職	その他	計
一般行政職等	144人	34人	28人	7人	213人
医療職	3人	1人	1人		5人
教育職	298人	136人	32人	2人	468人
警察職	74人	8人	35人	3人	120人
技能労務職	10人		1人		11人
計	529人	179人	97人	12人	817人

ウ 再任用

区分	再任用(常勤勤務)		再任用(短時間勤務)	
		更新		更新
一般行政職等	67人	40人	102人	84人
医療職				
教育職	177人	102人	39人	17人
警察職	23人	6人		
技能労務職	13人	7人		
計	280人	155人	141人	101人

(2) 退職者の再就職の状況（平成27年度）

平成26年度に退職した課長級以上（管理職手当受給者）の職員の営利企業等への再就職の状況は、以下のとおりです。

再就職状況一覧表（教育委員会・警察除く）

（平成27年8月1日現在）

No.	氏名	退職時役職名	退職年月日	再就職先名称	再就職先役職等	再就職年月日
1	藤井正登	下関県民局局長	H27.3.31	山口宇部空港ビル(株)	代表取締役専務	H27.6.9
2	河野誠治	統計分析課長	H27.3.31	(公財)やまぐち農林振興公社	新事業支援課長	H27.4.1
3	半田健二	環境生活部長	H27.3.31	(公財)山口きらめき財団	副理事長	H27.6.1
4	田中俊彦	消費生活センター所長	H27.3.31	(一財)山口県環境保全事業団	事務局次長	H27.4.1
5	西谷寛文	人権対策室次長	H27.3.31	(一社)山口県建設業協会	事務局長	H27.4.1
6	齋藤哲夫	身体障害者福祉センター所長	H27.3.31	(公財)やまぐち移植医療推進財団	専務理事兼事務局長	H27.7.1
7	坂口長生	周南健康福祉センター次長	H27.3.31	(公財)山口県ひとづくり財団	研修課長	H27.4.1
8	鈴木英治	萩健康福祉保健環境部副部長	H27.3.31	(公財)山口県生活衛生営業指導センター	経営指導員	H27.4.1
9	藤井義晴	環境保健センター環境科学部長	H27.3.31	(一社)山口県浄化槽協会	事務局次長	H27.4.1
10	木村進	商工労働部長	H27.3.31	(社福)恩賜財団済生会支部山口県済生会	支部長	H27.4.1
11	桑原高史	西部高等産業技術校長	H27.3.31	山口県赤十字血液センター	事業部長	H27.4.1
12	藤林昭久	東部高等産業技術校長	H27.3.31	(一社)山口県医師会	事務局次長	H27.4.1
13	吉田昇司	計量検定所所長	H27.3.31	(公大)山口県立大学	地域共生センター次長兼企画調整室長	H27.4.1
14	服部一朋	農技センター所長	H27.3.31	(公財)やまぐち農林振興公社	参与兼担い手・新事業支援部長	H27.4.1
15	江藤純嗣	岩国農林所長	H27.3.31	山口県森林組合連合会	参事	H27.4.1
16	金重憲治	農林水産部審議監	H27.3.31	(株)宇部セントラルコンサルタント	技術顧問	H27.4.1
17	川崎博功	美祢農林所長	H27.3.31	(公財)やまぐち農林振興公社	担い手支援課長兼アドバイザー	H27.4.1
18	福島和彦	農技センター畜産技術部長	H27.3.31	(公社)山口県畜産振興協会	業務部長	H27.4.1
19	井上浩一郎	農技センター農業技術部土地利用作物研究室長	H27.3.31	(公財)日本植物調節剤研究協会	嘱託職員	H27.4.1
20	岡孝則	周南農林次長	H27.3.31	(公財)山口県国際交流協会	事務局長	H27.4.1
21	金子秀登	下関農林次長	H27.3.31	(公財)山口県健康福祉財団	総務管理班長	H27.4.1
22	河野准司	山口農林次長	H27.3.31	山口赤十字病院	会計課長	H27.4.1
23	吉川訓世	萩農林森林部長	H27.3.31	(公財)やまぐち農林振興公社	緑化企画室長	H27.4.1
24	佐藤雅孝	山口農林農村整備部長	H27.3.31	サンヨーコンサルタント(株)	技術部長	H27.4.1
25	山村茂	柳井農林農村整備部調整監	H27.3.31	(株)技術開発コンサルタント	理事	H27.4.1
26	北崎孝洋	土木建築部長	H27.3.31	(一財)山口県建設技術センター	理事長	H27.4.1
27	岩本和美	周南土木建築所長	H27.3.31	宇部興産(株)	宇部渉外部担当部長	H27.4.1
28	竹田逸雄	防府土木建築所長	H27.3.31	八千代エンジニアリング(株)	技師長	H27.4.1
29	伊藤俊秀	周南土木建築次長	H27.3.31	(一財)山口県建設技術センター	研修課長	H27.4.1
30	井上晴彦	山口宇部空港所長	H27.3.31	(公財)山口県健康福祉財団	事務局長	H27.4.1
31	岡本公孝	宇部土木建築次長	H27.3.31	(一社)山口県建設業協会	事務局次長	H27.4.1
32	徳永隆久	木屋川ダム所長	H27.3.31	(一財)山口県建設技術センター	工事管理監	H27.4.1
33	原田正彦	建築指導課長	H27.3.31	(一財)山口県建築住宅センター	参事	H27.6.1
34	藤本正明	周南港湾所長	H27.3.31	常盤地下工業(株)	技術管理部長	H27.4.1
35	溝部廣之	萩土木建築所長	H27.3.31	(株)ビーエス三菱	技術顧問	H27.4.1
36	道中彰	佐波川ダム所長	H27.3.31	(株)イタガキ建設コンサルタント	技術顧問	H27.4.1
37	山本一夫	長門土木建築所長	H27.3.31	基礎地盤コンサルタンツ(株)	山口支店長	H27.4.1
38	寺田徹郎	会計管理局長	H27.3.31	山口県中小企業団体中央会	専務理事	H27.6.16
39	宇野繁男	企業局審議監	H27.3.31	山口県立総合医療センター	技術参与	H27.4.1
40	村田常雄	人事委員会事務局長	H27.3.31	(一財)山口県国際総合センター	理事長	H27.6.4

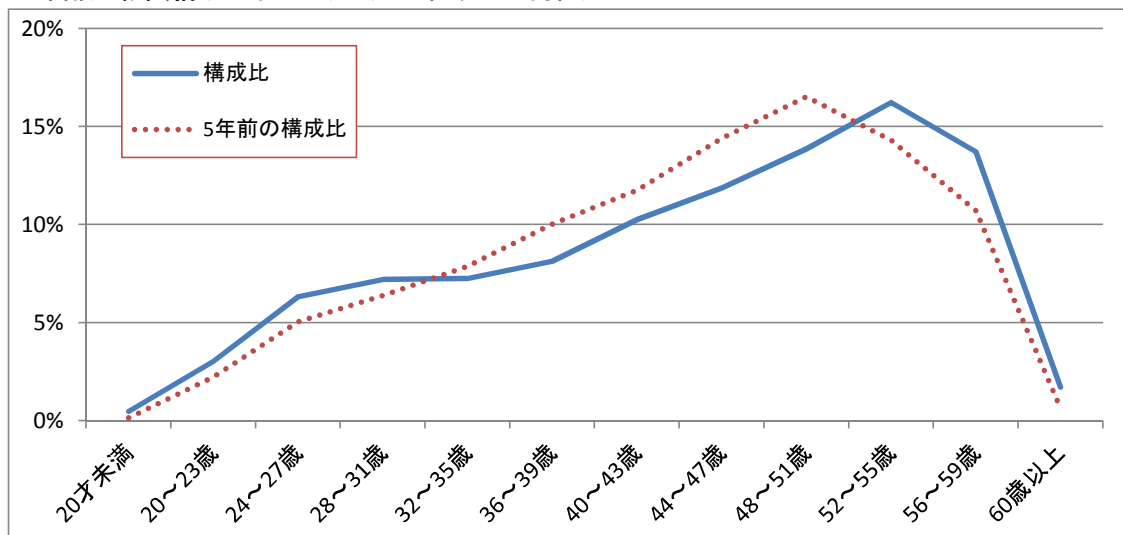
(3)職員数の状況

ア 部門別職員数の状況及び主な増減理由（各年度4月1日現在）

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成26年度	平成27年度		
一般行政	議会	33人	30人	△3人	欠員による減員
	総務企画	596人	591人	△5人	体制見直しによる減員
	税務	228人	225人	△3人	体制見直しによる減員
	民生	262人	264人	2人	宇部児童相談所の設置による増員
	衛生	519人	539人	20人	病院部門の計上変更による増員
	労働	75人	72人	△3人	体制見直しによる減員
	農林水産	1,005人	995人	△10人	体制見直しによる減員
	商工	137人	137人	0人	
	土木	855人	846人	△9人	欠員による減員
	特別会計	29人	29人	0人	
	小計	3,739人	3,728人	△11人	
特別行政	教育部門	11,857人	11,794人	△63人	児童生徒数の減少による減員
	警察部門	3,537人	3,527人	△10人	欠員による減員
	小計	15,394人	15,321人	△73人	
公営企業等会計	病院	35人	人	△35人	病院部門の計上変更による減員
	企業局	117人	116人	△1人	欠員による減員
	小計	152人	116人	△36人	
合計		19,285人	19,165人	△120人	
		[21,281人]	[21,211人]	[△70人]	

- (注) 1 職員数は、一般職に属する職員数であり、退職者、派遣者等を含みます。
 2 []内は、条例定数の合計です。
 3 病院部門は平成27年度から衛生部門に計上しています。

イ 年齢別職員構成の状況（平成27年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	90人	578人	1,211人	1,380人	1,389人	1,558人	1,966人	2,274人	2,657人	3,108人	2,627人	327人	19,165人

ウ 職員数の推移

(各年4月1日現在)

区分 部門別	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	4,022 人	3,923 人	3,798 人	3,742 人	3,710 人	3,699 人	△ 323 人 (△8.0%)
教育	12,170 人	12,114 人	12,013 人	11,929 人	11,857 人	11,794 人	△ 376 人 (△3.1%)
警察	3,459 人	3,485 人	3,476 人	3,496 人	3,537 人	3,527 人	68 人 (2.0%)
普通会計 計	19,651 人	19,522 人	19,287 人	19,167 人	19,104 人	19,020 人	△ 631 人 (△3.2%)
公営企業等会計	809 人	203 人	202 人	186 人	181 人	145 人	△ 664 人 (△82.1%)
計	20,460 人	19,725 人	19,489 人	19,353 人	19,285 人	19,165 人	△ 1,295 人 (△6.3%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

2 給与等の状況

(1) 総括

ア 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (27年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 25年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
26年度	1,406,520	647,618,859	5,290,553	184,502,686	28.5	26.9

イ 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
26年度	19,103	86,705,033	14,649,346	31,982,535	133,336,914	6,980

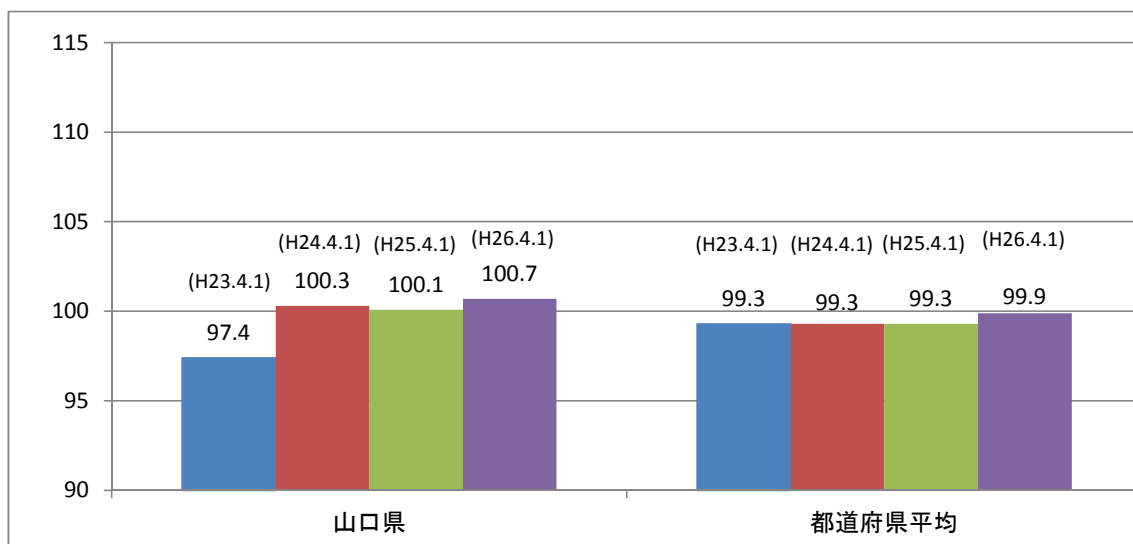
- (注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。
 2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数です。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

ウ 給与等の減額措置の状況

(本県独自の取組)

対 象 者	減 額 の 割 合	期 間
知事	給料月額の10%	平成26年4月1日～平成28年3月31日
副知事、公営企業管理者、教育長、常勤の監査委員	給料月額の5%	平成26年4月1日～平成28年3月31日

エ ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

※ 平成26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

①本県独自で実施していた給与削減措置が終了したため。
③本県には、地域手当の支給対象地域がほとんどないため、地域の民間給与水準を適切に反映させた結果、国を上回る給料水準となった。

オ 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A 円	公務員給与 B 円	較差 A-B 円	勧告 (改定率) %		
26年度	376,271	374,512	1,759	0.47	0.45	0.27

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A 月	公務員の 支給月数 B 月	較差 A-B 月	勧告 (改定月数) 月		
26年度	4.11	3.95	0.16	4.10	4.10	4.10

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

カ 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し

[実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層は据置き、高齢層は最大4%程度の引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準(周南市3%)に対し、山口県においては支給なし。

(参考)

	平成26年度の 支給割合	見直し後の支給割 合(H30.4.1)	平成27年度の 支給割合
国基準による支給割合	3%	3%	3%
山口県の支給割合	0%	0%	0%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成27年4月1日現在)

(ア) 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
山口県	43.7 歳	340,400 円	413,472 円	365,439 円
国	43.5 歳	334,283 円	—	408,996 円

(イ) 技能労務職

区 分	公 務 員				民 間				参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
山口県	54.3 歳	52 人	311,600 円	340,072 円	320,806 円	—	—	—	—
うち校務技士等	55.3 歳	29 人	307,000 円	325,365 円	312,879 円	用務員	54.3 歳	199.3 千円	1.63
国	50.2 歳	2,994 人	289,141 円	—	328,318 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
山口県	—	—	—
うち校務技士等	5,047,762円	2,747.0千円	1.84

(注) 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、民間のデータについては、正職員でない労働者が含まれるなど、雇用形態、年齢、業務内容等に違いがあります。

※「うち〇〇〇」とあるのは、本県の技能労務職のうち、主な職種を記載したものです。

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成23年～25年の3ヶ年平均)

※用務員については、都道府県別のデータが公表されていないため、全国計のデータを記載している。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(ウ) 高等(特別支援・専修) 学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
山口県	47.4 歳	402,800 円	455,478 円

(エ) 小・中学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
山口県	46.0 歳	390,100 円	433,720 円

(オ) 警 察 職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
山口県	39.7 歳	330,300 円	440,882 円	356,450 円
国	41.2 歳	317,165 円	—	369,393 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

イ 職員の初任給の状況(平成27年4月1日現在)

区 分	山 口 県	国	
一般行政職	大 学 卒	184,300 円	174,200 円
	高 校 卒	149,500 円	142,100 円
技能労務職	高 校 卒	141,900 円	—
高等学校教育職	大 学 卒	205,900 円	—
小・中学校教育職	大 学 卒	205,900 円	—
警察職	高 校 卒	174,100 円	163,800 円

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成27年4月1日現在）

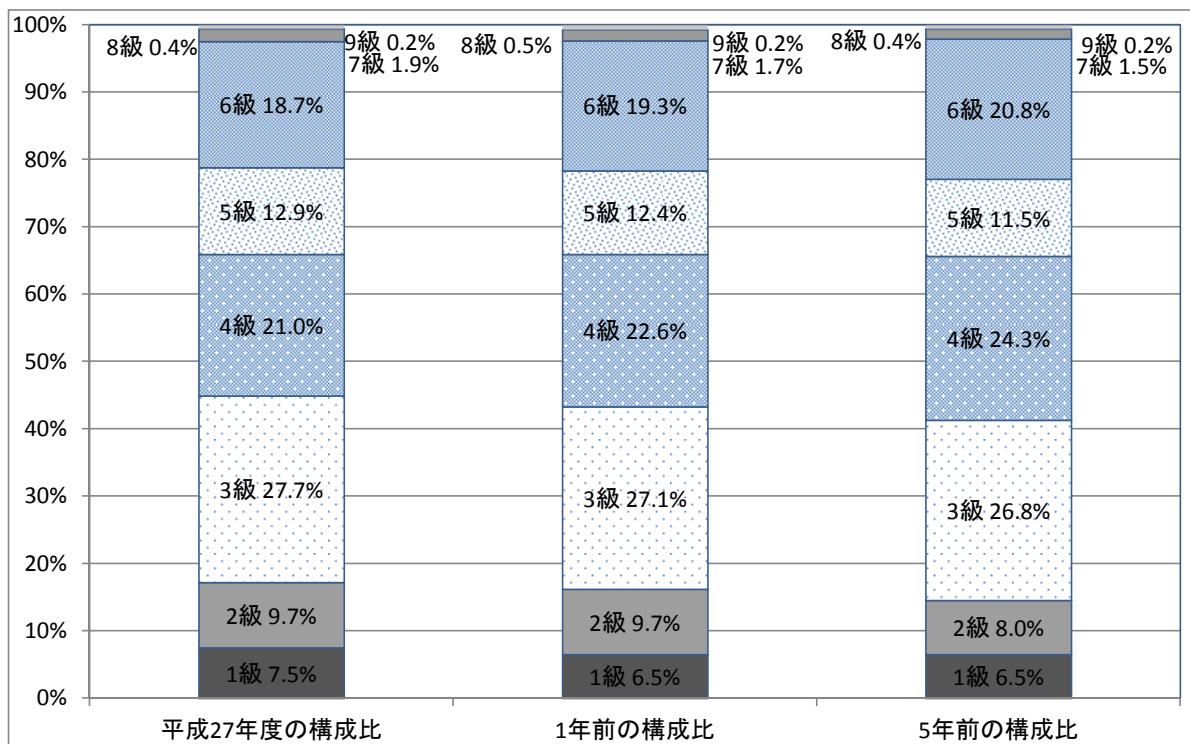
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	270,807 円	369,933 円	397,312 円	420,707 円
	高校卒	227,188 円	314,352 円	354,720 円	376,350 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	327,600 円	348,500 円
高等学校教育職	大学卒	316,061 円	406,225 円	430,805 円	446,154 円
小・中学校教育職	大学卒	317,456 円	401,033 円	419,815 円	434,748 円
警察職	高校卒	256,261 円	370,408 円	402,825 円	411,731 円

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

ア 一般行政職の級別職員数等の状況（平成27年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
9 級	本庁部長	10 人	0.2 %
8 級	局長、理事	19 人	0.4 %
7 級	本庁部次長	80 人	1.9 %
6 級	本庁課長	799 人	18.7 %
5 級	相当困難主査	550 人	12.9 %
4 級	主査	901 人	21.0 %
3 級	主任	1,184 人	27.7 %
2 級	係員	415 人	9.7 %
1 級	係員	323 人	7.5 %

(注) 1 山口県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



イ 昇給への勤務実績の反映状況

1 勤務実績の評定の実施状況 管理職に対しては平成18年度から、その他の職員に対しては平成20年度から、職務遂行過程を通じて発揮された職員の能力を評価する「能力評価」を実施しています。
2 昇給への勤務実績の反映状況 管理職について、能力評価に基づき、4段階の昇給区分を決定しています。

(4) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

山 口 県			国		
1人当たり平均支給額(平成26年度)			—		
1,696 千円					
(26年度支給割合)			(26年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
2.60 月分	1.50 月分		2.60 月分	1.50 月分	
(1.45) 月分	(0.70) 月分		(1.45) 月分	(0.70) 月分	
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算	5～20%		・役職加算	5～20%	
・管理職加算	15～25%		・管理職加算	10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

1 勤務実績の評定の実施状況 管理職に対しては平成18年度から、年度当初に設定した目標の達成度を評価する「実績評価」を、その他の職員に対しては平成21年度から、客観的な業務実績や執務態度を評価する「実績評価」を導入しています。
2 勤勉手当への勤務実績の反映状況 実績評価に基づき、5段階の成績率を決定しています。

イ 退職手当（平成27年4月1日現在）

山 口 県			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325月分	49.59 月分	勤続35年	41.325月分	49.59 月分
最高限度額	49.59月分	49.59 月分	最高限度額	49.59月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)			定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額	2,010 千円	24,541 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（平成27年4月1日現在）

支給実績(平成26年度決算)		38,707 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)		656,051 円	
支給対象地域(職種)	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	18 %	24 人	18 %
大阪市	15 %	7 人	15 %
つくば市	13 %	0 人	13 %
京都市	10 %	1 人	10 %
広島市	10 %	4 人	10 %
福岡市	10 %	1 人	10 %
福津市	5 %	11 人	5 %
仙台市	6 %	2 人	6 %
岡山市	3 %	1 人	3 %
北九州市	3 %	2 人	3 %
周南市	0 %	(1,630) 人	3 %
上記以外の市町村	0 %	17,349 人	0 %
医師	15 %	17 人	15 %
平均支給率	0.0 %	—	0.3 %
地域手当補正後ラスパイレース指数 (ラスパイレース指数)			100.5 (100.7)

- (注)1 支給対象人数欄の()人数は、国の制度の支給対象人数であり、本県では支給していません。
 2 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。
 3 地域手当補正後ラスパイレース指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレース指数。
 (補正前のラスパイレース指数×(1+当該団体の地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)
 4 地域手当補正後ラスパイレース指数及びラスパイレース指数は平成26年4月1日現在の数値です。

エ 特殊勤務手当（平成27年4月1日現在）

支給実績(平成26年度決算)		995,394 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)		128,787 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成26年度)		40.3 %	
手当の種類		17 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	税務課、県税事務所勤務する職員	県税の賦課、徴収に関する業務	日額 650円
福祉業務手当	福祉事務所等に勤務する職員	福祉に関する現業業務	日額 650円
精神保健福祉業務手当	(1) 保健所等に勤務する職員	(1) 精神保健福祉法に基づく調査、立会、護送、指導、看護等の業務	(1) 日額 300円
	(2) 精神保健福祉センターに勤務する職員	(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する相談、指導等に関する業務	(2) 日額 300円
感染症防疫等業務手当	(1) 右の業務を行った職員	(1) 狂犬病予防法に基づく野犬等の捕獲等の業務、家畜伝染病発生時の伝染性疾病に感染した動物の取扱等の業務等	(1) 日額 300～760円
	(2) 保健所に勤務する職員	(2) 感染症法に基づく質問・調査	(2) 日額 300円
	(3) 動物愛護センターに勤務する獣医師	(3) 動物の治療、処分、飼育管理	(3) 日額 850円
衛生検査手当	(1) 保健所の試験検査課勤務職員	(1) 病理細菌検査、環境衛生・食品衛生等の試験検査	(1) 日額 300円
	(2) 保健所に勤務する非専任のと畜検査員、食鳥検査員	(2) と畜検査、食鳥検査	(2) 日額 850円
種雄牛馬取扱手当	農林総合技術センターに勤務する職員	種雄牛馬の自然交配、精液の採取等のための種雄牛馬を御する作業	日額 300円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
災害応急作業手当	土木建築部に勤務する職員	異常な自然現象により重大な災害が発生した場合に県の管理する河川の堤防等において行う業務	巡回監視 日額 480円 応急作業 日額 730円
道路上作業手当	道路整備課、土木事務所に勤務する職員	交通を遮断することなく行う道路の維持又は修繕の作業	日額 300円
特殊現場作業手当	(1) 総務部消防保安課に勤務する職員	(1) 高圧ガス保安法の規定に基づいて行う完成検査、立入検査等の業務	(1)日額 300円
	(2) 保健所等に勤務する職員	(2) 廃棄物の投棄されている場所において行う原状回復作業及び廃棄物の性状調査	(2)日額 300円
	(3) 健康福祉部業務課に勤務する職員	(3) 司法警察員の業務及びけん銃訓練	(3)日額 1,500円
	(4) 農林総合技術センターに勤務する職員	(4) 傾斜地等において行う特殊自動車の運転作業	(4)1時間 100～120円
	(5) 水産事務所等に勤務する職員	(5) 漁業取締船に乗船して行う漁業取締作業	(5)日額 300円 (常時乗り組む職員 500円)
	(6) 防災危機管理課に勤務する職員	(6) 回転翼航機に搭乗して行う作業	(6) 搭乗1時間 1,900円 降下日額 870円
用地交渉手当	右の業務を行った職員	土木建築工事等の施行に伴う土地等の取得、使用、損失の補償のための交渉の業務	日額 650円
高所等作業手当	右の業務を行った職員	高所、深所、トンネル坑内等での調査、保守等の作業	1時間 120円 (トンネル坑内 130円)
教員特殊業務手当	教育職給料表(一)又は(二)の1級、2級の者	(1) 非常災害時等の緊急の防災等の業務	(1)日額 7,500～8,000円
		(2) 修学旅行等引率指導業務	(2)日額 4,250円
		(3) 対外運動競技等への引率指導業務	(3)日額 4,250円
		(4) 部活動指導業務	(4)日額 3,000円
		(5) 入学試験監督業務	(5)日額 900円
多学年学級担当手当	公立の小学校又は中学校に勤務する教育職員	2又は3の学年の児童等で編制されている学級を担当し、当該学級で行う授業、指導	日額 290円
兼務手当	教育職員	教育に関する他の職を兼ね、当該職に係る授業に従事した時	授業1時間につき1,300円の範囲内
添削指導手当	通信教育を担当する職員以外の教育職員	通信教育の添削指導	学習報告書 1通 160円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校等に勤務する主任等	教務等についての連絡調整、指導助言	日額 200円
警察作業手当	警察本部、警察署に勤務する職員	犯罪の予防・捜査・被疑者の逮捕作業、交通取締作業、爆発物処理等特に危険な作業等	日額 250～4,600円等

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成26年度決算)	3,125,673 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)	387 千円
支給実績(平成25年度決算)	3,282,233 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	408 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（平成27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成26年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成26年度決算)
管理職手当	管理、監督の地位にある職員(本庁部課長、出先機関の長等)に対して支給 → 職員の属する級及び管理職手当区分に応じ33,000～130,000円	異	手当額 46,300～137,700円	1,198,774 千円	688,160 円
扶養手当	(1) 配偶者:13,000円 (2) 配偶者以外の扶養親族:6,500円 (3) 職員に配偶者がいない場合扶養親族のうち1人:11,000円	同		2,252,459 千円	242,018 円
住居手当	【職員が自ら居住する借家】 (1) 家賃が月額23,000円以下 → 家賃の月額から12,000円を控除した額 (2) 家賃が月額23,000円超 → 家賃の月額と23,000円との差額の2分の1を11,000円に加算した額 (最高支給限度額:27,000円) 【配偶者等が居住する借家】 職員が自ら居住する場合の借家に係る手当額の2分の1に相当する額	同		1,425,519 千円	301,187 円
通勤手当	【交通機関利用】 (1) 1箇月当たりの運賃の額が55,000円以下 → 定期券又は回数券の価額 (最も経済的かつ合理的なもの) (2) 1箇月当たりの運賃の額が55,000円超 → 55,000円を超える額の2分の1に55,000円を加算した額 【自動車等使用】 通勤距離に応じ2,000～50,000円	異	【交通機関利用】 運賃負担額に応じ支給 最高支給限度額 月額55,000円 【自動車等使用】 使用距離に応じ 2,000～31,600円	2,835,965 千円	172,861 円
単身赴任手当	異動によりやむを得ず単身で生活することとなった職員に対して支給 → 基礎額26,000円に職員の住居から家族の住居までの距離に応じて最高58,000円を加算	同		224,939 千円	309,833 円
休日勤務手当	祝日法による休日等又は年末年始の休日等において、正規の勤務時間として勤務した職員に対し支給 → 勤務1時間当たりの給与額の35%増の額	同		592,880 千円	438,845 円
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に対し支給 → 勤務の内容に応じ4,200～7,200円	同		584,599 千円	298,569 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当受給職員等が、臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した場合に支給 <週休日等> 勤務1回につき4,000～12,000円 (6時間超勤務:150/100 を乗じた額) <週休日等以外の日(午前0時から午前5時)> 勤務1回につき2,000～6,000円	同		37,657 千円	138,956 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成26年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成26年度決算)
初任給調整手当	医師、歯科医師又は獣医師たる職員で採用困難なものに対して支給 <医師又は歯科医師> 採用後35年以内の期間、免許取得からの経過年数に応じた額 (最高支給額:月額412,200円) <獣医師> 採用後1年間は月額30,000円。以降、毎年3,000円ずつ通減	同	<獣医師> 制度なし	1,102,720 千円 (初任給調整手当、特 地勤務手当、夜間勤務 手当、農林漁業普及指 導手当、へき地手当、 義務教育等教員特別手 当、産業教育手当、定 時制通信教育手当の合 計)	
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地域に勤務する職員に対し支給 → 級地に応じ給料等の4~16%	同			
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、深夜に勤務した職員に対し支給 → 勤務1時間当たりの給与額の25%	同			
農林漁業普及指導手当	普及事務を行う普及指導員に対し支給 → 給料月額の6%				
へき地手当	山間地、離島その他生活不便地に所在する小中学校等に勤務する学校職員に対し支給 → 級地に応じ給料等の4~20%				
義務教育等教員特別手当	小中学校、高等学校、特別支援学校に勤務する教育職員に対し支給 → 級号給に応じて2,000~8,000円				
産業教育手当	実習を伴う農業等に関する科目を主として担任する教育職員に対し支給 → 給料月額の5%				
定時制通信教育手当	定時制・通信教育に従事する教育職員に対し支給 → 給料月額の10% (管理職手当受給者は8%)				

(5) 特別職の報酬等の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		給 料	月	額	等
給 料	知 事	1,161,000	円	(1,290,000 円)
	副 知 事	969,000	円	(1,020,000 円)
報 酬	議 長	980,000	円	(980,000 円)
	副 議 長	880,000	円	(880,000 円)
	議 員	840,000	円	(840,000 円)
期 末 手 当	知 事	(平成26年度支給割合)			
	副 知 事	3.10	月分		
退 職 手 当	議 長	(平成26年度支給割合)			
	副 議 長	3.10	月分		
	議 員				
退 職 手 当	知 事	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	副 知 事	給料月額×在職月数×0.50	30,960,000 円	任期毎	
	備 考	給料月額×在職月数×0.40	19,584,000 円	任期毎	

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

(6) 公営企業職員の状況

ア 工業用水道事業

(ア) 職員給与費の状況（決算）

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
26年度	51,045,674	△ 27,279,023	693,977	1.4	13.6

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含んでいません。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
26年度	72	297,034	101,177	115,187	513,398	7,131

(注) 1 職員手当には退職給与金を含んでいません。

2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数です。

(イ) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成27年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
山 口 県	42.8 歳	358,582 円	560,901 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

山口県（工業用水道事業）		山 口 県	
1人当たり平均支給額(平成26年度) 1,580 千円		1人当たり平均支給額(平成26年度) 1,696 千円	
(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.70) 月分		(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.70) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

b 退職手当（平成27年4月1日現在）

山口県（工業用水道事業）			山 口 県		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325月分	49.59 月分	勤続35年	41.325月分	49.59 月分
最高限度額	49.59月分	49.59 月分	最高限度額	49.59月分	49.59 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額 - 27,420 千円			1人当たり平均支給額 2,010 千円 24,541 千円		

(注) 山口県（工業用水道事業）の退職手当の1人当たり平均支給額は、過去3年間に退職した職員に支給された平均額です。

c 地域手当（平成27年4月1日現在）

支給対象職員はいません。

d 特殊勤務手当（平成27年4月1日現在）

支給実績(平成26年度決算)		1,129 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)		25,656 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成26年度)		61.1 %	
手当の種類		3 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
利水業務手当	右の業務を行った職員	事故又は災害が発生した現場施設で行う応急作業等	日額 480～730円 (日没から日出間は50%加算)
危険作業手当	右の業務を行った職員	特別高圧、高圧の活線作業、活線近接作業、高所作業又は深所作業等の業務	1時間 120～130円
用地交渉手当	右の業務を行った職員	土木建築工事等の施行に伴う土地等の取得、使用、損失の補償のための交渉業務	日額 650円

e 時間外勤務手当

支給実績(平成26年度決算)	34,776 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)	570 千円
支給実績(平成25年度決算)	34,107 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	568 千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含んでいます。

f その他の手当(平成27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(平成26年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)
管理職手当	管理、監督の地位にある職員(局長、本局課長、事業所長等)に対し支給 → 職員の属する級及び管理職手当区分に応じ 51,000円～130,000円	異	<手当額> 33,000～130,000円	8,244 千円	749,455 円
扶養手当	(1) 配偶者:13,000円 (2) 配偶者以外の扶養親族:6,500円 (3) 職員に配偶者がいない場合扶養親族のうち1人:11,000円	同		11,335 千円	263,605 円
住居手当	【職員が自ら居住する借家】 (1) 家賃が月額23,000円以下 → 家賃の月額から12,000円を控除した額 (2) 家賃が月額23,000円超 → 家賃の月額と23,000円との差額の2分の1を11,000円に加算した額 (最高支給限度額は27,000円) 【配偶者等が居住する借家】 職員が自ら居住する場合の借家に係る手当額の2分の1に相当する額	同		4,206 千円	280,413 円
初任給調整手当	特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職に新たに採用された職員に対して支給	同		—	—
通勤手当	【交通機関利用】 (1) 1箇月当たりの運賃の額が55,000円以下 → 定期券又は回数券の価額(最も経済的かつ合理的なもの) (2) 1箇月当たりの運賃の額が55,000円超 → 55,000円を超える額の2分の1に55,000円を加算した額 【自動車等使用】 通勤距離に応じ2,000～50,000円	同		20,752 千円	309,731 円
単身赴任手当	異動によりやむを得ず単身で生活することとなった職員に対して支給 → 基礎額26,000円に職員の住居から家族の住居までの距離に応じて最高58,000円を加算	同		—	—
特勤手当	離島その他の生活の著しく不便な地域に勤務する職員に対し支給	同		—	—

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成26年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成26年度決算)
休日勤務手当	祝日法による休日等又は年末年始の休日等において、正規の勤務時間として勤務した職員に対し支給 → 勤務1時間当たりの給与額の35%増の額	同		—	—
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、深夜に勤務した職員に対し支給 → 勤務1時間当たりの給与額の25%	同		—	—
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に対し支給 → 勤務の内容に応じ4,200～7,200円	同		20,750 千円	518,760 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当受給職員等が、臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した場合に支給 <週休日等> 勤務1回につき4,000～12,000円 (6時間超勤務:150/100 を乗じた額) <週休日等以外の日(午前0時から午前5時)> 勤務1回につき2,000～6,000円	同		30 千円	9,833 円

イ 電気事業

(ア) 職員給与費の状況 (決算)

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
26年度	1,378,045	189,885	482,323	35.0	36.7

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含んでいません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
26年度	45	191,183	64,568	73,873	329,624	7,325

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含んでいません。
2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数です。

(イ) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成27年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
山 口 県	44.6 歳	366,529 円	593,196 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

山口県（電気事業）		山口県	
1人当たり平均支給額(平成26年度) 1,630 千円		1人当たり平均支給額(平成26年度) 1,696 千円	
(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.70) 月分		(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.70) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

b 退職手当（平成27年4月1日現在）

山口県（電気事業）			山口県		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325月分	49.59 月分	勤続35年	41.325月分	49.59 月分
最高限度額	49.59月分	49.59 月分	最高限度額	49.59月分	49.59 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額	-	25,827 千円	1人当たり平均支給額	2,010 千円	24,541 千円

(注) 山口県（電気事業）の退職手当の1人当たり平均支給額は、過去3年間に退職した職員に支給された平均額です。

c 地域手当（平成27年4月1日現在）

支給対象職員はいません。

d 特殊勤務手当（平成27年4月1日現在）

支給実績(平成26年度決算)		649 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)		23,171 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成26年度)		62.2 %	
手当の種類		3 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
利水業務手当	右の業務を行った職員	事故又は災害が発生した現場施設で行う応急作業等	日額 480～730円 (日没から日出間は50%加算)
危険作業手当	右の業務を行った職員	特別高圧、高圧の活線作業、活線近接作業、高所作業又は深所作業等の業務	1時間 120～130円
用地交渉手当	右の業務を行った職員	土木建築工事等の施行に伴う土地等の取得、使用、損失の補償のための交渉業務	日額 650円

e 時間外勤務手当

支給実績(平成26年度決算)	20,975 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)	538 千円
支給実績(平成25年度決算)	26,463 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	696 千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含んでいます。

f その他の手当(平成27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(平成26年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)
管理職手当	管理、監督の地位にある職員(局長、本局課長、事業所長等)に対し支給 → 職員の属する級及び管理職手当区分に応じ 51,000円～130,000円	異	<手当額> 33,000～130,000円	6,384 千円	798,000 円
扶養手当	(1) 配偶者:13,000円 (2) 配偶者以外の扶養親族:6,500円 (3) 職員に配偶者がいない場合扶養親族のうち1人:11,000円	同		7,632 千円	272,554 円
住居手当	【職員が自ら居住する借家】 (1) 家賃が月額23,000円以下 → 家賃の月額から12,000円を控除した額 (2) 家賃が月額23,000円超 → 家賃の月額と23,000円との差額の2分の1を11,000円に加算した額(最高支給限度額は27,000円) 【配偶者等が居住する借家】 職員が自ら居住する場合の借家に係る手当額の2分の1に相当する額	同		3,252 千円	271,000 円
初任給調整手当	特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職に新たに採用された職員に対して支給	同		—	—
通勤手当	【交通機関利用】 (1) 1箇月当たりの運賃の額が55,000円以下 → 定期券又は回数券の価額(最も経済的かつ合理的なもの) (2) 1箇月当たりの運賃の額が55,000円超 → 55,000円を超える額の2分の1に55,000円を加算した額 【自動車等使用】 通勤距離に応じ2,000～50,000円	同		12,671 千円	342,451 円
単身赴任手当	異動によりやむを得ず単身で生活することとなった職員に対して支給 → 基礎額26,000円に職員の住居から家族の住居までの距離に応じて最高58,000円を加算	同		—	—
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地域に勤務する職員に対し支給	同		—	—

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成26年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成26年度決算)
休日勤務手当	祝日法による休日等又は年末年始の休日等において、正規の勤務時間として勤務した職員に対し支給 → 勤務1時間当たりの給与額の35%増の額	同		—	—
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、深夜に勤務した職員に対し支給 → 勤務1時間当たりの給与額の25%	同		—	—
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に対し支給 → 勤務の内容に応じ4,200～7,200円	同		12,938 千円	479,200 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当受給職員等が、臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した場合に支給 <週休日等> 勤務1回につき4,000～12,000円 (6時間超勤務:150/100 を乗じた額) <週休日等以外の日(午前0時から午前5時)> 勤務1回につき2,000～6,000円	同		67 千円	16,750 円

3 勤務時間その他の勤務条件

(1) 一般職員の勤務時間

平成27年4月1日現在における一般職員の勤務時間及び休憩は次のとおりです。

一週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00

(注) 公務の運営上の事情等により特別の形態によって勤務する必要のある職員の勤務時間については、各任命権者が別に定めています。

(2) 年次有給休暇

年次有給休暇は、一年ごとに20日付与され、残日数は20日を上限として翌年に繰り越すことができます。

平成26年の年次有給休暇の取得状況は次のとおりです。

平成26年 平均使用日数	11.1日
--------------	-------

(注) 小中学校職員を除く。

(3) 特別休暇等

負傷や病気による療養、選挙権の行使、結婚、出産など条例や規則で定める事由に該当する場合には、特別休暇等を付与しています。

区 分		付与日数
特別休暇	選挙権その他公民としての権利行使	必要と認められる期間
	証人等としての裁判所等への出頭	
	骨髄移植のための骨髄液提供	
	ボランティア活動	年5日以内
	職員の結婚	7日以内
	職員の分べん	産前8週間から産後8週間
	育児(生後1年6月に達しない子)	1日2回、各45分以内
	職員の妻の出産	3日以内
	男性職員の育児参加	5日以内
	子(中学校就学前)の看護	5日以内(対象となる子が2人以上いる場合は10日以内)
	(短期)介護休暇	5日以内(対象となる親族が2人以上いる場合は10日以内)
	忌引	10日以内
	父母、配偶者、子の祭日	1日
	災害による住居の滅失又は損壊	7日以内
	災害による交通遮断等	必要と認められる期間
	生理日	月3日以内
	妊産婦の健康診断	必要と認められる期間
	妊婦の通勤緩和	1日1時間以内
妊娠障害	14日以内	
病気休暇	療養のため勤務することがやむを得ないと認められる必要最低限の期間	

(4) 介護休暇

職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷又は老齢により介護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合は、6月の範囲内で取得することが可能です。

平成26年の介護休暇の取得状況は次のとおりです。

区分	取得者数
男性職員	2人
女性職員	8人
計	10人

4 職員の休業の状況

(1) 自己啓発等休業

公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときに、大学等課程の履修又は国際貢献活動のための休業をすることが認められる制度です。

平成26年度の自己啓発等休業の取得状況は次のとおりです。

	取得者数	うち大学等課程の履修	うち国際貢献活動
男性職員	1人	1人	
女性職員	2人	2人	
計	3人	3人	
	0人	0人	

(注) 上段は、平成26年度に新たに自己啓発等休業を取得した者、下段は自己啓発等休業の期間が平成25年度から平成26年度にかけて引き続いている者の数です。

(2) 育児休業等

職員が3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで、育児のために休業等を行うことが認められる制度です。

平成26年度の育児休業及び部分休業の取得状況は次のとおりです。

	育児休業取得者数	部分休業取得者数
男性職員	13人	
女性職員	214人	37人
	264人	8人
計	227人	37人
	264人	8人

(注) 上段は、平成26年度に新たに育児休業(部分休業)を取得した者、下段は育児休業(部分休業)の期間が平成25年度から平成26年度にかけて引き続いている者の数です。

(3) 配偶者同行休業

公務の運営に支障がないと認められる場合に、職員が外国で勤務等をする配偶者に同行するため、休業をすることが認められる制度です。

平成26年度の配偶者同行休業の取得状況は次のとおりです。

	取得者数
男性職員	0人
女性職員	0人
計	0人

5 分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数

分限処分とは、勤務実績が良くない場合、心身の故障の場合、又はその職に必要な適格性を欠く場合等の一定の事由がある場合、地方公務員法第28条の規定に基づき、休職等の処分をすることです。

平成26年度の分限処分の状況は、次のとおりです。

処分事由	処分の種類	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合						
心身の故障の場合			1人	293人		294人
職に必要な適格性を欠く場合						
職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた場合						
刑事事件に関し起訴された場合				1人		1人
条例で定める事由による場合						
合計			1人	294人		295人

(2) 懲戒処分者数

懲戒処分とは、法令に違反した場合、職務上の義務に違反し若しくは職務を怠った場合、又は全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合、地方公務員法第29条の規定に基づき、戒告、減給、停職又は免職の処分をすることです。

平成26年度の懲戒処分の状況は、次のとおりです。

処分事由	処分の種類	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合			2人	1人		3人
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合		7人	2人	1人		10人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合			1人	1人	1人	3人
合計		7人	5人	3人	1人	16人

6 サービスの状況

(1) 職務に専念する義務の免除

職員は、地方公務員法第35条に基づき、職務に専念する義務を有していますが、条例及び規則により、次の場合においては、当該義務が免除されます。

職務に専念する義務の免除が認められる場合
ア 研修を受ける場合
イ 厚生に関する計画の実施に参加する場合
ウ その他特に任命権者又はその委任を受けた者の承認を得た場合
エ 人事委員会が定める場合
(ア) 在勤庁の事務又は事業運営上の必要に基づき、事務又は事業の全部又は一部を停止した場合
(イ) 地方公務員災害補償法第51条第2項の規定により審査請求若しくは再審査請求をし、又は同法第60条第1項の規定により出頭する場合
(ウ) 地方公務員法第46条の規定により勤務条件に関する措置の要求をし、又は同法第49条の2第1項の規定により不利益処分に関する不服申立てをする場合
(エ) 地方公務員法第55条第11項の規定により、当局に対して不満を表明し、又は意見を申し出る場合
(オ) 教育公務員特例法第17条第1項の規定により、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務を行う場合
(カ) 職務に関し、国又は他の地方公共団体若しくはその他の公益団体の職を兼ね、その職に属する事務を行う場合
(キ) 国又は地方公共団体の機関、学校その他の団体から委嘱を受けて、講演講義等をする場合
(ク) 職務上の教養に資する講演会又は講習会に出席する場合
(ケ) 新採用及び転勤のために旅行する場合
(コ) 職務上必要な試験を受験する場合
(サ) 人事委員会が特に認めた場合

(2) 営利企業等への従事許可

職員は、地方公務員法第38条に基づき営利企業等への従事が制限されていますが、人事委員会規則に定める許可基準を満たし、かつ任命権者の許可を受けた場合には、営利企業等に従事することができます。

許可の基準
次のいずれにも該当する場合
ア 職務の遂行に支障を及ぼすおそれがないもの
イ 当該職員の職との間に特別の利害関係がなく、又はその発生のおそれがないもの
ウ 公務員としての信用を傷つけるおそれがないもの
エ その他法の精神に反しないと認められるもの

7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況

職員の勤務能率の発揮及び増進を図るため、積極的に各種研修に取り組んでいます。

ア 一般行政職員

地方自治体を取り巻く社会経済情勢が大きく変化する中で、「元気で存在感のある県づくり」を積極的に進めていくために、職員一人ひとりの意識改革と職員の自主的・主体的な能力開発を推進する必要があることから、「山口県人材育成基本方針」を踏まえ、積極的に職員の研修を行っています。

平成26年度には、次のとおり研修を実施しました。

研 修 名	回数	人数
一般研修 新規採用職員、主事級、主任級、主査級、グループリーダー、所属長等	16回	793人
パワーアップ研修 予算編成実務、危機管理実務、クレーム対応、経営分析、コーチング、民法等	31回	873人
サポート研修 OJTマネジメント研修、地域接遇、やまぐち人材力UPセミナー等	16回	244人
派遣研修 中央省庁、他の地方公共団体、自治大学校、民間企業等		25人
合 計		1,935人

(注)その他、部局の業務の遂行に必要な知識技能を修得させるための部局研修を実施しました。

イ 教職員

今後とも急激な変化が続くことが予想されるこれからの社会において必要となる子どもたちの生涯にわたって学び続ける力の育成に向け、学校教育の直接の担い手である教職員の資質能力の向上を図る必要があることから、教職員一人ひとりの適性・能力やキャリアステージのそれぞれの段階に応じた計画的・継続的な研修を実施しています。

平成26年度には、次のとおり研修を実施しました。

研 修 名	日数	人数
基本研修 初任者・新採・新任、経験者、管理職、特別支援教育	225日	5,248人
希望研修 経験者、管理職、教科、教育相談、情報教育、特別支援教育、専門職務、社会教育等	195日	1,926人
支援研修 サテライト、スキルアップ	308日	6,976人
派遣研修等 大学院、日本人学校、民間企業等		506人
合 計		14,656人

(注)派遣研修は実人数、その他は延べ実数です。

ウ 警察本部

警察職員が、警察法の精神にのっとり、民主警察の本質と警察の責務とを自覚し、人格を磨き、学術を修め、実力を養い、もって公正明朗且つ能率的に職務を遂行し得るよう教養することを目的に研修を実施しています。

平成26年度には、次のとおり研修を実施しました。

研 修 名	期数	人数
採用時教養 初任科、初任補修科、一般職員初任科	7期	213人
昇任時教養 巡査部長任用科、警部補任用科	2期	33人
専科等教養 部門別任用科、専科、定期教養	40期	661人
合 計	49期	907人

(2) 勤務成績の評定の状況

ア 知事部局等

職員の意欲・士気の高揚や能力向上を図るとともに、職員の昇任・異動等に当たっての参考資料として活用するため、平成18年度から管理職に対し、職務遂行過程を通じて発揮された職員の能力を評価する「能力評価」と、年度当初に設定した目標の達成度を評価する「実績評価」を導入しています。

また、平成20年度からは、その他の職員に対しても「能力評価」を導入し、平成21年度下半期からは、評価期間中における業務実績や執務態度を、加点評価と減点評価により評価する「実績評価」を導入しています。

イ 教育委員会

平成18年度から全教職員を対象に「教職員評価」の試行を始め、平成19年度からは、この「教職員評価」をもって勤務成績の評定としています。また、平成19年度から校長を、平成21年度から教頭を本格実施とし、評価結果を給与に反映させています。

今後もこれまでの取組の成果や他県の動向等を踏まえながら、「子どもたちの夢を実現する教育の実現を目指して、教職員一人ひとりの資質能力や意欲の向上と活力ある学校づくりの推進を図る」ため、より公正で信頼性の高い評価制度となるよう改善を図っていきます。

また、教育庁各課、学校以外の各教育機関及び県立学校の職員（県立学校の教員を除く。）については、知事部局と同様に「能力評価」と「実績評価」を導入しています。

ウ 警察本部

職員の実績、能力、勤務態度等を各所属長が評価し、職員の昇任、異動等に当たっての参考資料として活用しています。

評定及び調整は、仕事の成果・実績、能力・適性、仕事に取り組む態度等に応じて、A、B、C1、C2、D、Eの6段階で行っています。

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 保健の状況

地方公務員法(昭和25年法律第261号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、山口県職員健康管理規程(昭和50年山口県訓令第2号)等の規定に基づき、労働安全衛生体制のもと、快適な作業環境の整備、職員の安全と健康の確保など労働安全衛生管理に努めています。

(注)小中学校教職員を除く。

ア 労働安全衛生管理

平成26年度の安全衛生委員会等の設置状況は、次のとおりです。

区分	安全衛生委員会	衛生委員会
知事部局等	6所属	12所属
教育委員会	—	50所属
警察本部	—	20所属

イ 健康管理

平成26年度の検診受診状況は、次のとおりです。

区分		知事部局等	教育委員会	警察本部	備考
定期健康 診断(法定)	対象者	3,687人	4,839人	3,546人	胸部エックス線撮影、血液 検査ほか
	受診者	3,658人	4,142人	3,514人	
がん検診 (任意)	胃がん	1,924人	2,997人	1,947人	
	大腸がん	932人	2,450人	2,059人	
	子宮がん	185人	321人	202人	
	乳がん	84人	340人	121人	

ウ 作業環境管理

平成26年度の作業環境測定結果は、次のとおりです。

所属数	作業場数	結果	検査内容
25	46	すべて適切である	特定化学物質、有機溶剤、粉じん

(注)知事部局のみ

(2) 福利厚生の状況

地方公務員法の規定に基づき、職員の元気回復等の事業を計画的に実施するとともに、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)等の規定に基づき地方職員共済組合等が実施する医療給付、年金給付等の諸事業に対して法令等に基づき経費負担するなど、職員の福利厚生を図っています。

(注)教育委員会については、県立学校・事務局の他、小中学校・県立大学等を含む。

ア 元気回復事業

区分	事業名	実施機関	概要
知事部局等	職員球技大会 本庁各課対抗バレーボール その他元気回復事業等	県・共済	ソフトボール、バレーボールなど6種目 本庁各課による対抗戦 部局又は各地域単位で実施
教育委員会	—	—	—
警察本部	元気回復事業への助成	共済組合	所属単位で行う事業への助成

イ 地方職員共済組合等に対する負担金・補助金

区分	項目	金額	概要
知事部局等	共済組合への負担金	5,809,866千円	短期・長期負担金等
	共済組合への補助金	527千円	健康保持・疾病予防事業への補助等
	地方公務員災害補償基金に対する負担金	169,212千円	公務災害補償に対する負担金
教育委員会	共済組合への負担金	18,682,736千円	短期・長期負担金等
警察本部	共済組合への負担金	4,602,723千円	短期・長期負担金等

(3) 公務災害補償

地方公務員法、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の規定に基づき、公務災害(公務執行に起因して発生した負傷、疾病、障害、死亡等)、通勤災害に対して地方公務員災害補償基金が給付等を行っています。

平成26年度認定件数は、次のとおりです。

区分	公務災害	通勤災害	計
知事部局等	22件	4件	26件
教育委員会	119件	5件	124件
警察本部	96件	4件	100件

(注)小中学校教職員を含みます。

9 特定事業主行動計画に基づく措置の実施状況

(1) 知事部局等

ア 取組状況

(ア) 山口県庁こども参観デーの実施

本庁知事部局を対象に実施しました。

実施日時	参加者数	
	こども	保護者
H26.8.4	79人	53人

(イ) 各種制度の周知

各種の子育て支援制度をまとめたハンドブックをイントラネットに掲載し周知を図り、育児休業経験者の体験談を取りまとめて職員に情報提供を行いました。

(ウ) 時間外勤務の縮減

毎月の『全庁一斉ノー残業デー』など、各種取組の徹底を図りました。

イ 数値目標に対する実績

(ア) 男性職員の育児休業取得率

目標値 (H31年度末)	取得率	取得者数/対象者数	《参考》女性職員の育児休業取得状況	
			取得率	取得者数/対象者数
13%	4.12%	4名/97名	97.1%	33名/34名

※ 対象者数は26年度中に新たに育児休業取得可能となった職員

(イ) 子ども出生時の男性職員の5日間以上の休暇取得率

男性職員について、子どもの出生時には、「配偶者の出産補助休暇(3日)」や「男性職員の育児参加休暇(5日)」を積極的に取得するとともに、年次有給休暇を合わせて取得するなどし、最低でも5日間の休暇を取得するよう意識啓発等に努めました。

目標値(H31年度末)	取得率
80%	87.5%

(ウ) 年次有給休暇の取得率

目標値(H31年度末)	取得率
75% (15日)	68.5% (13.7日)

(2)教育委員会

ア 取組状況

(ア)各種制度の周知

各種の子育て支援制度をまとめたパンフレット及び家庭ぐるみで参加できるイベントをまとめたリーフレットを発行し、子どもとふれあう機会の充実を図るなど、意識啓発に努めました。

(イ)時間外勤務の縮減

毎月の『全庁一斉ノー残業デー』及び毎週水曜日の『教育庁一斉ノー残業デー』の取組の徹底を図りました。

イ 数値目標に対する実績

(ア)男性職員の育児休業取得率

目標値 (H31年度末)	取得率	取得者数/対象者数	《参考》女性職員の育児休業取得状況	
			取得率	取得者数/対象者数
13%	5.0%	3名/60名	100%	30名/30名

※ 対象者数は26年度中に新たに育児休業取得可能となった職員(小・中学校を除く。)

(イ)子ども出生時の男性職員の5日間以上の休暇取得率

男性職員について、子どもの出生時には「配偶者の出産補助休暇(3日)」を積極的に取得するとともに、2日間の年次有給休暇を合わせて、5日間の休暇を取得するよう、意識啓発等に努めました。

目標値(H31年度末)	取得率
80%	18.3%

※ 小・中学校を除く

(ウ)年次有給休暇の取得率

目標値(H31年度末)	取得率
75% (15日)	50.5% (10.1日)

※ 小・中学校を除く

(3) 警察本部

ア 取組状況

(ア) 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援

育児休業を取得した職員が、円滑に職場復帰ができるよう、直近の上司等適任者を指定し、個別面談や電話連絡等を行い、必要な情報の提供や要望の確認を行ったほか、職場復帰前に研修を行いました。

(イ) 休暇の取得促進

休暇取得奨励期間を設定して、職員の年次有給休暇の取得を促進したほか、誕生日、結婚記念日、子供の入学（卒業）飾東に取得できる「記念日休暇」等のY P休暇の取得を促進しました。

イ 数値目標に対する実績

(ア) 男性職員の育児休業取得率

目標値 (H31年度末)	取得率	取得者数/対象者数	《参考》女性職員の育児休業取得状況	
			取得率	取得者数/対象者数
10%	0.5%	1名/ 185名	100%	21名/ 21名

※ 対象者数は26年度中に新たに育児休業取得可能となった職員

(イ) 子ども出生時の男性職員の出産補助休暇の取得率

子どもの出生時における父親の特別休暇(出産補助休暇や育児参加休暇)について周知するとともに、男性職員に対し、「配偶者の出産補助休暇(3日)」の積極的取得を奨励しました。

目標値(H31年度末)	取得率
80%	42.2%

(ウ) 年次有給休暇の取得率

目標値(H31年度末)	取得率
60% (12日)	47% (9.4日)

Ⅱ 山口県人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 職員の競争試験の状況（平成26年度）

試験区分	試験職種等	申込者	第一次試験		第二次試験		競争倍率（A/B）	
			有効受験者数A	合格者	有効受験者数	最終合格者B		
大学卒業程度	行政	522	409	122	114	49	8.3	
	警察事務	79	55	23	21	9	6.1	
	社会福祉（一般）	17	13	10	9	2	6.5	
	社会福祉（心理）	7	6	5	5	2	3.0	
	土木	41	23	19	18	17	1.4	
	建築	7	6	6	6	4	1.5	
	農業	26	14	11	10	4	3.5	
	農業土木	5	5	4	4	2	2.5	
	林業	7	7	6	5	2	3.5	
	畜産	7	5	5	5	1	5.0	
	水産	12	7	5	4	2	3.5	
	機械	6	6	4	3	2	3.0	
	電気	20	15	11	9	4	3.8	
	化学	35	27	10	8	3	9.0	
	衛生薬学	7	4	4	4	3	1.3	
	衛生監視	17	14	12	12	6	2.3	
	計	815	616	257	237	112	5.5	
社会人経験者等	行政	169	121	12	12	3	40.3	
	土木	21	19	12	12	3	6.3	
	計	190	140	24	24	6	23.3	
短大卒業程度	小・中学校栄養士	57	46	15	14	5	9.2	
	計	57	46	15	14	5	9.2	
高校卒業程度	事務	75	52	32	30	11	4.7	
	警察事務	56	54	24	24	9	6.0	
	土木	8	7	5	4	3	2.3	
	林業	10	8	4	4	1	8.0	
	電気	4	4	3	3	2	2.0	
	小・中学校事務	204	178	88	81	34	5.2	
	計	357	303	156	146	60	5.1	
医療系	保健師	26	23	10	9	4	5.8	
	計	26	23	10	9	4	5.8	
警察官	男性（A）第1回	323	278	185	119	50	5.6	
	男性（A）第2回	一般	158	118	82	68	25	4.7
		武道指導	3	2	1	1	1	2.0
	男性（B）	251	205	84	81	31	6.6	
	女性（A）第1回	97	82	63	35	14	5.9	
	女性（A）第2回	47	20	17	12	7	2.9	
	女性（B）	78	60	28	27	13	4.6	
	計	957	765	460	343	141	5.4	
合計	2,402	1,893	922	773	328	5.8		

(2) 選考の状況(平成26年度)

ア 採用選考

給料表	職務の級	知事部局等	教育委員会	警察本部	計
行政職	9				0
	8				0
	7				0
	6				0
	5		1		1
	4	2		1	3
	3	20	1	1	22
	2	5			5
1	10	2	3	15	
公安職	9				0
	8				0
	7				0
	6			1	1
	5			7	7
	4			6	6
	3			6	6
	2			4	4
1			1	1	
海事職	6				0
	5				0
	4				0
	3				0
	2				0
	1			1	1
研究職	5				0
	4				0
	3				0
	2				0
	1	1		1	2
医療職(一)	4				0
	3				0
	2				0
	1	5			5
医療職(二)	7				0
	6				0
	5				0
	4				0
	3				0
	2				0
1				0	
医療職(三)	7				0
	6				0
	5				0
	4				0
	3				0
	2				0
1				0	
教育職(一)	4				0
	3				0
	2	2			2
	1				0
教育職(二)	4				0
	3				0
	2		2		2
	1				0
計		45	6	32	83

イ 昇任選考

給料表	職務の級	知事部局等	教育委員会	警察本部	計
行政職	9				0
	8				0
	7				0
	6				0
	5	123	27		150
	4	78	19		97
	3	63	14	8	85
	2				0
	1				0
公安職	9				0
	8				0
	7				0
	6			21	21
	5			25	25
	4			69	69
	3			37	37
	2				0
	1				0
海事職	6				0
	5				0
	4	1		1	2
	3	1			1
	2				0
	1				0
研究職	5				0
	4	3	1		4
	3	2	1		3
	2	3			3
	1				0
医療職(一)	4				0
	3				0
	2				0
	1				0
医療職(二)	7				0
	6				0
	5				0
	4				0
	3		1		1
	2				0
	1				0
医療職(三)	7				0
	6				0
	5				0
	4				0
	3				0
	2				0
	1				0
教育職(一)	4				0
	3				0
	2		3		3
	1				0
教育職(二)	4				0
	3				0
	2				0
	1				0
計		274	66	161	501

2 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

本委員会は、平成26年10月17日、議会及び知事に対し、地方公務員法第8条及び第26条の規定に基づき、一般職の職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。平成26年人事委員会報告・勧告の概要は、次のとおりです。

第1 給与についての報告及び勧告

1 職員給与と民間給与の比較

(1) 月例給（本年4月時点）

民間給与 (A)	職員給与 (B)	公民較差 (A) - (B)
376,271円	374,512円	1,759円(0.47%)

(2) 特別給（ボーナス）

- ・ 民間の特別給の支給割合（昨年8月から本年7月まで） 4.11月分
（職員の現行の年間支給割合は3.95月分）

〔参考〕 本年の人事院勧告の内容

- ・ 月例給、特別給ともに7年ぶりの引上げ
〔月例給は民間給与との較差（0.27%）を埋めるため、若年層に重点を置きながら引上げ、特別給は勤勉手当を0.15月分引上げ〕
- ・ 俸給表や諸手当の在り方を含めた「給与制度の総合的見直し」を実施

2 給与改定の内容

公民較差、民間の特別給の支給割合及び人事院勧告の内容等を総合勘案し、職員の給与について判断

(1) 本年の給与改定

ア 給料表

- ・ 本年4月時点で、民間給与が職員給与を1,759円（0.47%）上回っており、給料表について、若年層に重点を置きながら所要の改定を行うことが必要

〔 実施時期：平成26年4月1日
行政職給料表における給料月額改定幅：0～3,300円 〕

イ 期末・勤勉手当

- ・ 民間の支給割合との均衡を図るため、6月期及び12月期の勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.075月分（年間0.15月分）引上げ

○ 期末・勤勉手当の支給割合

手当の別 支給期	期末手当	勤勉手当	合 計
6 月 期	1.225 月分 (1.025)	0.675→0.75 月分 (0.875→0.95)	1.90→1.975 月分 (1.90→1.975)
12 月 期	1.375 (1.175)	0.675→0.75 (0.875→0.95)	2.05→2.125 (2.05→2.125)
年 間 計	2.60 (2.20)	1.35 →1.50 (1.75 →1.90)	3.95→4.10 (3.95→4.10)

備考 ()内は特別管理職員

ウ 初任給調整手当

- ・ 医師に対する手当の支給額を国に準じて引上げ

(2) 給与構造改革における経過措置額

- ・ 国及び他の都道府県の動向等を総合的に勘案し、平成27年4月1日に給与構造改革における経過措置額を廃止することが必要

3 給与制度の総合的見直し

(1) 給料表等

ア 給料表

- ・ 世代間の給与配分の見直し等の観点から、給料表の構造を国に準拠させた上で、新給料表に切替え（医療職給料表（一）を除く。）
[平均2%の引下げ（若年層は据置き、高齢層は最大4%程度の引下げ）]
- ・ 今後、見直しにより職員の給与水準が低下し、民間との乖離が生じた場合には、所要の措置を講ずるもの

イ 昇格制度

- ・ アの改定に合わせて、昇格制度について所要の改正を行うことが必要

(2) 諸手当

ア 地域手当

- ・ 県外勤務者及び医師に係る手当について、国に準じて支給割合を改定

イ 単身赴任手当

- ・ 基礎額（現行23,000円）を30,000円に改定。交通距離の区分に応じた加算額の限度（現行45,000円）を70,000円に改定
- ・ 再任用職員に対して単身赴任手当を支給

ウ 管理職員特別勤務手当

- ・ 管理職手当受給者がやむを得ず平日の深夜（午前0時から午前5時までの間）に勤務した場合、勤務1回につき6,000円を上限として手当を支給

(3) 実施時期

- ・ 平成27年4月1日から実施。ただし、(2)のア及びイの改定については、平成30年4月1日までに段階的に実施
- ・ (1)のアの給料表の切替えに伴い、激変緩和のため3年間の経過措置

4 その他の課題

(1) 昇給制度の見直し

- ・ 国においては、55歳を超える職員は標準の成績では昇給しないこととされており、本県においても、人事評価制度の運用状況など本県の実情等を考慮しつつ、引き続き検討を進めていくことが必要

(2) 教育職員の給与

- ・ 教育職員の給与制度に係る国の検討状況を注視し、必要に応じて所要の措置を講じることが適当

(3) 再任用職員の給与

- ・ 国の動向等を注視しながら、再任用職員の給与について検討を行うことが必要

第2 勤務環境の整備についての報告

1 総実勤務時間の短縮

- ・ あらゆる職場において、引き続き、時間外勤務の要因の把握に努め、それぞれの実情に即した、実効性のある時間外勤務の縮減に一層取り組むことが必要
- ・ 特に管理職員は、時間外勤務の縮減につながる有効な勤務時間の管理及び業務の進行管理に努めることが重要
- ・ 年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくりを進めることが必要

2 メンタルヘルス対策等

- ・ 組織的に総合的なメンタルヘルス対策に取り組むとともに、管理職員を中心に、良好な職場環境づくりに努めることが重要
- ・ メンタルヘルスを害する要因となり得るセクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメントのない職場づくりに向けた取組を進めることが必要

3 職業生活と家庭生活の両立支援

- ・ 職員に対し、支援制度の活用促進に向けた取組を進め、両立支援を更に推進していくことが必要
- ・ 女性の活躍推進の観点からも、男性職員が育児休業を取得しやすい勤務環境の整備を図るなど、引き続き、具体的な取組を着実に進めていくことが重要

第3 人事行政の運営についての報告

1 雇用と年金の接続のための取組

- ・ 国においては、定年年齢の段階的な引上げや再任用制度の活用の拡大等の措置が検討されており、本県においても、組織活力や公務能率の確保などと併せ、再任用職員的能力と経験を活かせる制度となるよう留意することが必要

2 人材の確保・育成等

(1) 人材の確保・育成

- ・ 民間企業の採用選考活動の開始時期や国家公務員採用試験の日程の見直しを踏まえ、本県においても人材の確保に向けた取組が必要
- ・ キャリア形成の促進に向けた人材の計画的な育成のため、職場研修をはじめとした様々な研修や長期的な視点での人材育成に留意した人事管理等が必要

(2) 女性の採用・登用等

- ・ 国においては、女性の活躍推進は重要な課題とされており、本県においても、採用、登用及び人材育成に係る取組について、女性受験者の増加を図るとともに、女性職員が政策・方針決定過程へ参画する機会を拡大するなど、より一層の取組が必要

3 人事評価制度

- ・ 公正で納得性の高い人事評価制度の定着に向け、これまでの人事評価やその試行の結果を十分に検証し、更に取り組を進めることが必要

4 公務員倫理

- ・ 職員一人ひとりが公務員としての使命感を持って全力で職務に取り組み、行政に対する県民の期待と信頼に応えることが必要

〔参考〕

1 改定額・率（行政職）

平成26年4月1日現在

職員数	平均年齢	平均給与月額		改定額	改定率
		改定前	改定後		
4,816 人	43.6 歳	370,376 円	372,110 円	1,734 円	0.47 %

(注) 1 平均給与月額は、給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、単身赴任手当（加算額を除く。）、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）及びへき地手当（これに準ずる手当を含む。）の総額を職員数で除したものである。

2 改定率は、平成26年4月1日現在の平均給与月額(改定前)に対する割合である。

2 過去の給与改定の状況（行政職）

	月例給 改定額	特別給 増減月	年間給与の 増減額	備 考
平成17年	△1,301円	0.05月	△2千円	
平成18年	改定なし	改定なし	—	
平成19年	601円	0.05月	29千円	
平成20年	689円	改定なし	12千円	
平成21年	改定なし	△0.35月	△133千円	別に給与減額措置あり
平成22年	638円	△0.20月	△64千円	〃
平成23年	改定なし	改定なし	—	〃
平成24年	改定なし	改定なし	—	〃
平成25年	899円	改定なし	14千円	〃
平成26年	1,734円	0.15月	83千円	

3 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況

勤務条件に関する措置要求制度は、公務員には労働協約締結権を含む団体交渉権や争議権が認められないなど、労働基本権が制限されていることの代償の一つとして認められたものであり、人事委員会は、職員から勤務条件に関し、適正な行政上の措置を求める要求があった場合に、必要な審査を行った上で判定を行い、事案の解決に当たるものです。

平成26年度においては、3件の新規事案があり、平成26年度末現在での未処理件数は2件です。

	25年度末現在 未処理件数	26年度 措置要求件数	26年度 処理件数	26年度末現在 未処理件数
給与				
旅費				
勤務時間				
休暇				
執務環境				
厚生福利				
転任				
任用				
その他		3	1	2
計		3	1	2

4 職員に対する不利益な処分についての不服申立ての状況

不利益処分に関する不服申立ては、任命権者によって懲戒処分その他の不利益処分を受けた職員から不服申立があった場合に、人事委員会が必要な調査・審査を行い、当該不利益処分が適法・妥当であれば、当該処分を承認し、違法・不当であれば、これを取り消し又は修正し、さらに必要があれば是正措置を指示する救済制度です。

平成26年度においては、新規事案はなく、平成26年度末現在での未処理件数はありません。

		25年度末現在 未処理件数	26年度 不服申立て件数	26年度 処理件数	26年度末現在 未処理件数
分 限 処 分	降 給				
	降 任				
	休 職				
	分限免職				
懲 戒 処 分	戒 告				
	減 給				
	停 職	1		1	
	懲戒免職	2		2	
転 任					
その他					
計		3		3	